

香川県広域水道企業団水道事業等審議会の進め方について

審議会の目標：水道料金のあり方についての答申（令和8年10月）

1. 水道料金のあり方（料金水準・料金体系）審議の概略

料金水準のあり方	料金体系のあり方
料金水準については改定率抑制案とし、また、算定期間（3年,4年,5年）については構成団体の意見も参考にしながら審議会として方向性をとりまとめていく。	需要者が最も多い高松の料金体系を軸としたうえで、基本料金と従量料金の割合や、従量料金の逡増度を調整することにより、大口使用者と小口使用者の負担のバランスを考慮した料金体系案（検討案1及び修正検討案3）について、構成団体の意見も参考にしながら審議会として方向性をとりまとめていく。

2. 令和8年度審議会スケジュール及び提案予定議題

令和8年6月1日 第9回審議会 予定議題

○料金制度（概案）の検討について

- * 料金水準・料金体系について
 - ・ 主な検討内容
 - 「料金水準」については、料金算定期間についての各構成団体の意見の報告を行い、
 - 「料金体系」については、前回（第8回）からの変更案を提示して、更に検討を深める。

令和8年9月 第10回審議会 予定議題

○料金制度（概案）の審議について

- * 料金水準・料金体系について
- * 答申（案）の作成について
 - ・ 主な審議内容
 - 第9回審議会までに検討してきた料金水準及び料金体系について審議を行い、
 - 第11回審議会における答申の方向性を示す。

令和8年10月 第11回審議会 予定議題

○水道料金のあり方についての答申書の取りまとめについて

- ・ 主な審議内容
 - 第10回審議会までの審議内容を踏まえて作成した答申（案）を提示し、
 - 「水道料金のあり方」についての答申書を取りまとめる。

令和8年10月 答申書の手交

○審議会会長から企業長に答申書を手交する。